



射水市告示第2号

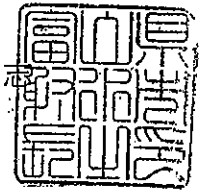
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による射水市小杉インターパーク土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年1月10日

射水市長 夏野元



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上野」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	入会地	水蔵場	156の1、156の2
		天池	50の13から50の17まで、52の3から52の7まで、52の9、60の1、61の1から61の3まで、62の1、65の1、67の6、67の7、72の1、72の2、72の4、72の5、73の1から73の6まで、74の1から74の5まで、75の1から75の6まで、76の1から76の5まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
射水市	上野	東反坊	890の1、890の3、891、892、893の1から893の4まで、894から896まで、897の1から897の4まで、902、904の2、904の3、908の1から908の3まで、909の1から909の3まで、910、910の2、911、912の1から912の3まで、913、914の1、914の2、915の1から915の3まで、916の1から916の3まで、917の1、955の1、955の4

上記の区域内にある市有地の全部を含む。